

温泉成分等掲示内容届

事 項	温泉を公共の浴用又は飲用に供する者が温泉成分等の掲示をするとき。
根拠法令	<p>法 律 第18条 規 則 第10条、第11条 細 則 第16条 (様式第17号) 通 知 「温泉法第18条第1項の規定に基づく禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の掲示等の基準」(平成26年7月1日付け環自総発第1407012号環境省自然環境局長通知)</p> <p>「温泉法第18条第1項の規定に基づく禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の掲示等について」(平成26年7月1日付け環自総発第1407012号環境省自然環境局自然環境整備担当参事官通知)</p>
提出部数	<p>長野市以外：1部 (保健福祉事務所) 長野市内：1部 (長野市保健所)</p>
添付書類	<p>1. 掲示場所を示す書類 2. 温泉分析書の写し</p>
手数料	—
そ の 他	<p>1. 温泉成分等の掲示の内容を変更するときも当様式を用いる。 2. 温泉成分分析は前回受けた日から10年以内に受けなければならない。そのため少なくとも10年毎に届出をする必要がある。 3. 温泉成分・禁忌症等の掲示内容の決定にあたっては、「別紙様式6の2」を使用する。</p>

温泉成分等揭示内容届

年 月 日

長野県知事 殿

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

温泉の成分等の揭示内容は、下記のとおりです。

記

温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設の場所及び名称	場所			
	名称			
温泉利用許可年月日及び指令番号	年 月 日、長野県指令 第 号			
源 泉 名				
温 泉 の 泉 質				
温 泉 の 温 度	源泉	℃	公共の浴用又は飲用に供する施設の場所	℃
温 泉 の 成 分	温泉分析書の写しのとおり。			
温泉の成分の分析年月日	年 月 日			
登録分析機関の名称及び登録番号	名称		登録番号	
温泉に水を加えて公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由				
温泉を加熱して公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由				
温泉を循環させて公共の浴用に供する場合は、その旨（ろ過を実施している場合は、その旨を含む。）及びその理由				
温泉に入浴剤を加え、又は温泉を消毒して公共の浴用に供する場合は、当該入浴剤の名称又は消毒の方法及びその理由				
禁 忌 症	浴用			
	飲用			
適 応 症	浴用			
	飲用			
浴用又は飲用の方法及び注意	浴用			
	飲用			

届出者住所氏名

温泉利用施設の場所及び名称

温泉の成分・禁忌症・適応症等			
成 分 等			
1	源泉名（源泉がないときは、温泉ゆう出地の地番を記入のこと）		
2	温泉の泉質		
3	温泉の温度	源 泉 使用位置	摂氏 度 摂氏 度
4	温泉の成分（温泉分析書の写しのとおり）		
5	温泉分析年月日	年 月 日	
6	登録分析機関の 名称及び登録番号		
7	加水の理由（該当がない場合は空欄とすること）		
8	加温の理由（該当がない場合は空欄とすること）		
9	循環の理由（該当がない場合は空欄とすること）		
10	入浴剤の名称又は 消毒方法及びその理由（該当がない場合は空欄とすること）		
禁忌症・適応症			
1	禁 忌 症	(1)浴用 (2)飲用	
2	適 応 症	(1)浴用 (2)飲用	
3	入浴の方法及び注意	別紙のとおり	
4	飲用の方法及び注意	別紙のとおり	
5	禁忌症・適応症決定年月日 (源泉の分析結果に基づき決定)	年 月 日	
6	決 定 者	長野県	保健所長 職 印

入浴（飲用）上の注意

浴用の方法及び注意

ア. 入浴前の注意

- (ア) 食事の直前、直後及び飲酒後の入浴は避けること。酩酊状態での入浴は特に避けること。
- (イ) 過度の疲労時には身体を休めること。
- (ウ) 運動後30分程度の間は身体を休めること。
- (エ) 高齢者、子供及び身体の不自由な人は、1人での入浴は避けることが望ましいこと。
- (オ) 浴槽に入る前に、手足から掛け湯をして温度に慣らすとともに、身体を洗い流すこと。
- (カ) 入浴時、特に起床直後の入浴時などは脱水症状等にならないよう、あらかじめコップ一杯程度の水分を補給しておくこと。

イ. 入浴方法

(ア) 入浴温度

高齢者、高血圧症若しくは心臓病の人又は脳卒中を経験した人は、42℃以上の高温浴は避けること。

(イ) 入浴形態

心肺機能の低下している人は、全身浴よりも半身浴又は部分浴が望ましいこと。

(ウ) 入浴回数

入浴開始後数日間は、1日当たり1～2回とし、慣れてきたら2～3回まで増やしてもよいこと。

(エ) 入浴時間

入浴温度により異なるが、1回当たり、初めは3～10分程度とし、慣れてきたら15～20分程度まで延長してもよいこと。

ウ. 入浴中の注意

- (ア) 運動浴を除き、一般に手足を軽く動かす程度にして静かに入浴すること。
- (イ) 浴槽から出る時は、立ちくらみを起こさないようにゆっくり出ること。

(ウ)めまいが生じ、又は気分が不良となった時は、近くの人に助けを求めつつ、浴槽から頭を低い位置に保ってゆっくり出て、横になって回復を待つこと。

エ. 入浴後の注意

(ア)身体に付着した温泉成分を温水で洗い流さず、タオルで水分を拭き取り、着衣の上、保温及び30分程度の安静を心がけること（ただし、肌の弱い人は、刺激の強い泉質（例えば酸性泉や硫酸泉等）や必要に応じて塩素消毒等が行われている場合には、温泉成分等を温水で洗い流した方がよいこと。）。

(イ)脱水症状等を避けるため、コップ一杯程度の水分を補給すること。

オ. 湯あたり

温泉療養開始後おおむね3日～1週間前後に、気分不快、不眠若しくは消化器症状等の湯あたり症状又は皮膚炎などが現れることがある。このような状態が現れている間は、入浴を中止するか、又は回数を減らし、このような状態からの回復を待つこと。

カ. その他

浴槽水の清潔を保つため、浴槽にタオルは入れないこと。

※温泉利用施設等が飲用の利用許可を取得している場合は以下の項目を追加してください。

飲用の方法及び注意

ア. 飲泉療養に際しては、専門的知識を有する医師の指導を受けること。また、服薬治療中の人は、主治医の意見を聴くこと。

イ. 15歳以下の人については、原則的には飲用を避けること。ただし、専門的知識を有する医師の指導を受ける飲泉については例外とすること。

ウ. 飲泉は決められた場所で、源泉を直接引いた新鮮な温泉を飲用すること。

エ. 温泉飲用の1回の量は一般に100～150mL程度とし、その1日の総量はおよそ200～500mLまでとすること。

(注)

1. 温泉にひ素、銅、ふっ素、鉛及び水銀並びに遊離炭酸が含まれる場合は、この記載に加えて、別に定める方法（「温泉法第18条第1項の規定に基づく禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の

掲示等について」（平成26年7月1日付け環自総発第1407012号環境省自然環境局自然環境整備担当参事官通知）により飲用量を示すこととする。

2. 温泉がpH3未満である場合（希釈が行われ、飲用に供する温泉がpH3以上になっている場合を除く。）は、この記載に代えて、例えば「この温泉の液性は酸性であるため、真水でpH3以上となるようおよそA倍に薄めた上で、飲用の1回の量は100mLまでとし、その1日の総量はおおよそ200～500mLまでとすること。」とする。なお、Aの数値は、pHにより異なるため、pH3以上となるように具体的希釈倍率を算出して記載すること。

オ. 飲泉には、自身専用又は使い捨てのコップなど衛生的なものを用いること。

カ. 飲泉は一般に食事の30分程度前に行うことが望ましいこと。

キ. 飲泉場から飲用目的で温泉水を持ち帰らないこと。

ク. 飲用する際には、誤嚥に注意すること。

（注）誤嚥とは、うがいや焦って飲むことなどにより、肺や気管に水分を吸い込んでしまうことをいう。なお、嚥下障害を発症している人は飲泉を行わないこと。